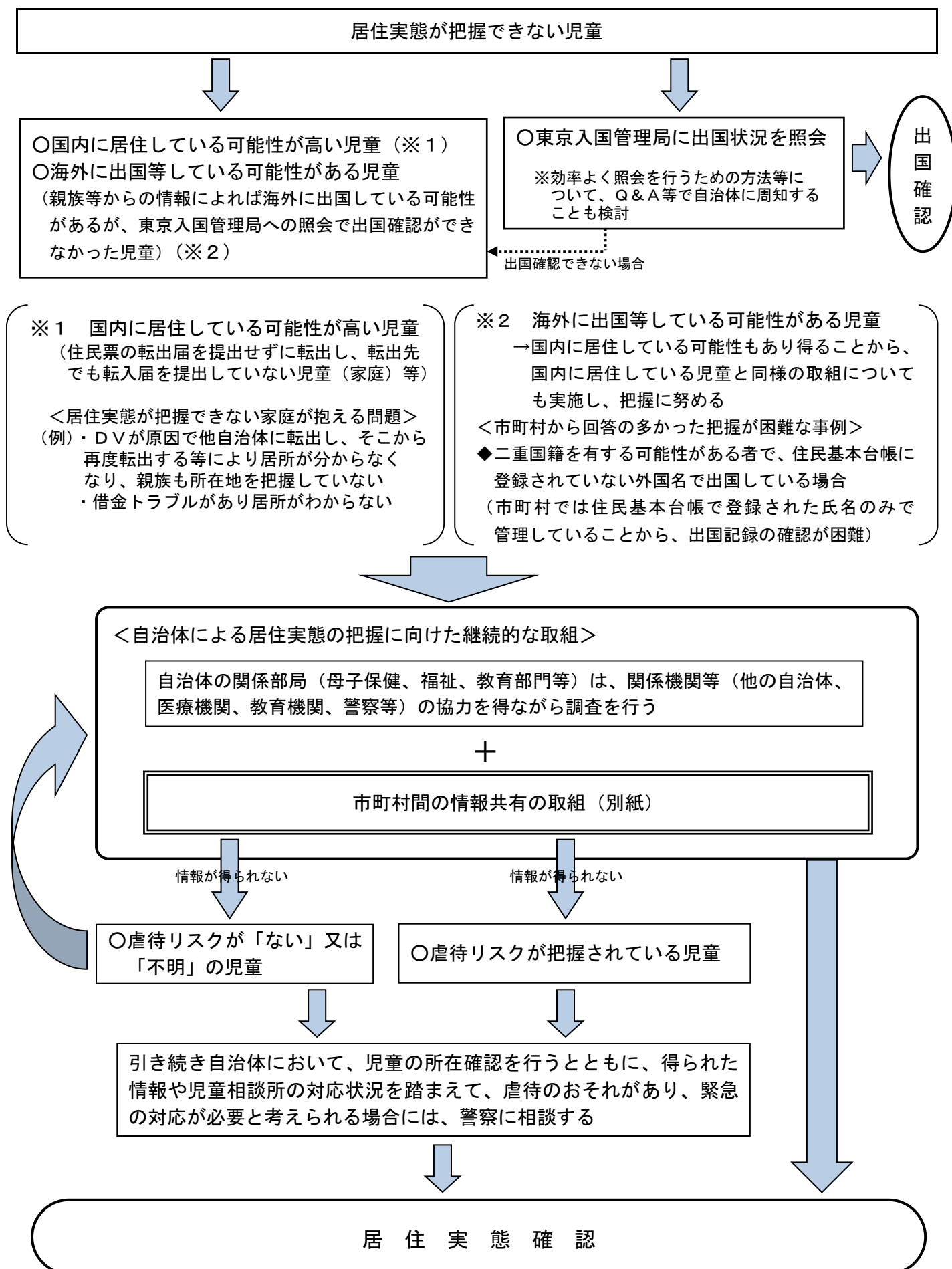


「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果を踏まえた今後の対応方策について

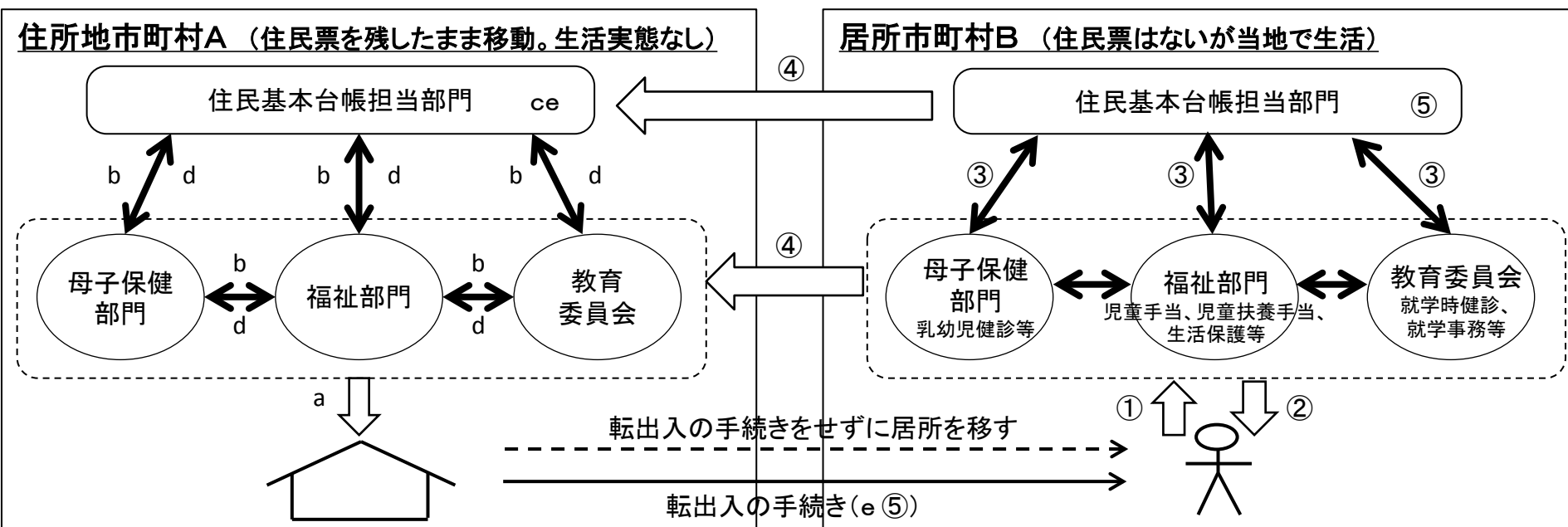


# 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の情報共有の取組について

【総務省・文科省・厚労省】

- 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにもかかわらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所地市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

## <イメージ図>



a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認  
b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施

c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合  
d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有  
e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除

① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等  
② ①の際に転出入手続きについての状況確認及び助言  
③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVIによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重  
④ 住所地市町村へ連絡  
⑤ 本人からの届出等に基づき、住民票を記載